

地方公共団体の受援体制に関する検討会（第４回）議事概要

１．検討会の概要

日 時：平成 29 年 2 月 3 日（金）13：00～15：00

場 所：中央合同庁舎 8 号館 6 階 623 会議室

出席者：田村座長、小川委員、荻澤委員、小野委員、木村委員、越野委員、紅谷委員、
細貝委員、丸尾委員、明城委員
加藤統括官、緒方審議官、米津参事官、金谷企画官、大山参事官補佐

２．議事概要

事例紹介及び事務局説明の後、質疑応答を交え意見交換を行った。委員からの主な意見は次のとおり。

（１）ボランティアの受入れについて

- ＮＰＯ等の受入れにあたっては、個人ボランティアと混同する傾向にあるため、対応は分けて考えるべきではないか。
- ＮＰＯ等が一堂に集まれるオープン場を作り、他者からの目が入ることで、特定の団体とのトラブルが抑止されるのではないか。

（２）受援体制と業務継続計画との関係について

- 地域防災計画等において受援について数行しか掲載していない市町村にとっては、どのように中身を具現化するかが課題であり、業務継続計画との関係を市町村に理解してもらうには、県が中心となって市町村へ作成の説明をするべきではないか。
- 業務継続計画が、継続すべき平常業務に災害時の災害対応業務も含めたものであるならば、発生する業務の整理がされているので、災害対応業務となる受援のボリューム感も理解しやすいため、関係を明確にして一緒に作らせてもよいのではないか。
- 業務継続計画の大部分は参考とし、本文は、来た応援を優先度の高い業務に順次割振り、災害対応業務を効率的に進めるために、業務継続計画との関係が重要であると述べるのみでもよいのではないか。

（３）受援対象業務の整理について

- 業務の事例や、業務に必要な人数などを具体的に示し、被災経験のない市町村でも計画作成のイメージができるにすべきではないか。

- 受援班が担当すべき業務と、応援は要するが、受援班の調整を要しない応急危険度判定や保健師の活動など、受援班以外の部署がやる業務の整理も併せて明確にするべきではないか。
- 業務内容が土木建築系や福祉系、水道、教育など、自治体の部や課単位とマッチするようにすると、行政の人には分かり易くなるのではないか。
- 時間の経過により、被災市町村の受援体制も変化し、1週間後は受援体制が整ってくることにしてもタイムラインに含め、応援側受援側の共通認識とすべきではないか。

(4) 受援班の位置づけ及びその役割の明確化について

- 物資支援の窓口やボランティアの調整については、行政規模や災害規模が一律ではないことから、各自治体で考えてもらうことではあるが、本来、受援班ではなく対応すべき部署が個々に対応した方が効率的な業務であることを示すべきではないか。
- 受援班は、自ら手を動かすことなく、情報を全て集約して全体像を把握し、他課を動かす又は応援職員を回すために必要な調整をする仕組みとするのが理想ではないか。
- 受援班が受援対象業務を行うような誤解を招かない記載にするべきではないか。
- 受援班を災害対策本部の中に位置づけることは重要だが、小規模市町村に新たな組織や人材が必要であるように取られないため、全体を指揮命令できる立場の総務担当が事務局を担当する程度の表現にとどめた方がよいのではないか。
- 窓口、調整役としての受援班の役割を明確にするとともに、小規模市町村で職員の配置が難しい場合は、県に応援要請することを定めておくべきではないか。

(5) 都道府県の役割について

- 被災市町村の応援は、垂直の支援として被災県の役割であることを明確にし、他市町村の応援は、垂直の支援を補完する水平の支援として整理するべきではないか。
- 都道府県と市町村の位置づけを、主たる責任主体は市町村であるが、補完及び連絡調整をするのは都道府県とし、都道府県においても受援計画を作成することを明確にするべきではないか。
- 広域協定、全国協定を発動するかは災害の規模に応じた資源の確保により判断されるものであるため、その判断は広域的な調整役を担う都道府県が適任ではないか。

- 応援自治体間の調整会議は、被災者ニーズの把握や情報共有などに非常に有効であるため、市町村、都道府県ともに必要であることを示すべきではないか。
- 受援対象業務として整理している被害認定や罹災証明発行等は市町村の業務であるが、小規模市町村では都道府県の応援がなければ困難であるため、受援の調整も含めて、都道府県はしっかりと支援することを明確にするべきではないか。

(6) 応援要請の手続き等について

- 躊躇する要因の一番は、応援要請の仕方がわからないことではないか。
- マンパワー以外にも、過去の災害で使用した様式類や災害経験を活かした応援要請も可能であることを市町村に理解してもらうべきではないか。
- 応援要請を躊躇するのはどこから手を付けてよいかわからない状況であることから、災害応急対策の全体のマネジメント支援を含めた支援が必要な場合もあることを記載するべきではないか。

(7) 応援側が理解すべき事項について

- 自己完結型の応援について、最低限の宿泊や食などは応援側が準備するというロジ面に加えて、応援できる災害対応業務のメニューを提示できることが応援側の配慮すべきことではないか。
- 応援を躊躇する理由として、費用負担の問題もあり、行政間あるいは民間との費用負担についても整理する必要があるのではないか。

(8) 平時からの取組について

- 訓練以外にも、相互応援協定を締結している自治体との情報共有や意見交換を通じて顔の見える関係が構築できるのではないか。

(9) その他

- 背景やToDo（すべきこと）、注釈、結論等が混在しており、全体的に冗長でわかりにくいいため、冒頭はポイントとしてキーワード3つほどを記載し、背景やToDoを区分し、注釈は下部に示すことで、具体的に読んでほしいところを即時判断できるよう整理するべきではないか。
- 被災地の市町村、都道府県、国等との折衝や調整などが主な役割であるため、受援体制は受け皿というよりもハブのイメージではないか。

以上